

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

3月16日発行
Vol.250

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

3/11

金

南相馬市HP「フォトレポ」から

東日本大震災から5年



3ページをご覧ください。

目次

●政府インターネットテレビから

- 東日本大震災五周年追悼式
天皇陛下のおことば ----- 2

●南相馬市HP「フォトレポ」から

- 東日本大震災から5年 ----- 3~5
- 準備宿泊中の火災を防げ！
女性消防隊戸別訪問 ----- 6
- 南そうま福幸植樹会開催 ----- 6

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 7
- 浪江町 ----- 10
- 双葉町 ----- 14
- 富岡町 ----- 16
- 川内村 ----- 17
- いわき市 ----- 18

●三条市News

- 富岡町議会議員一般選挙
不在者投票 ----- 20

●交流ルームひばり通信

- 東日本大震災五周年追悼式典での
感謝状と記念品贈呈者名簿 ----- 21
- 3月食育推進食事会開催!! ----- 22
- 保内小学校5年生から
いただいたお米について ----- 22
- 東日本大震災から
5周年を迎えました ----- 23
- 3月・4月の「ひばり」 ----- 24

東日本大震災五周年追悼式 (政府主催)

平成28年3月11日(金) 国立劇場(東京都千代田区)



(政府インターネットテレビから)

天皇陛下のおことば

東日本大震災から五年が経ちました。ここに一同と共に、震災によって亡くなった人々とその遺族に対し、深く哀悼の意を表します。五年前の今日、東日本を襲った巨大地震とそれに伴う津波により、二万人を超す死者、行方不明者が生じました。仙台平野を黒い壁のような波が非常な速さで押し寄せてくるテレビの映像は、決して忘れることができないものでした。このような津波に対してどのような避難の道が確保できるのか暗澹(あんたん)たる気持ちになったことが思い起こされます。また、何人もの漁業者が、船を守るために沖に向け出航していく雄々しい姿も深く心に残っています。

このような中で、自衛隊、警察、消防、海上保安庁を始めとする国や地方自治体関係者、さらには、一般市民が、厳しい状況の中で自らの危険や労をいとわず救助や捜索活動に携わったことに深い感謝の念を抱いています。

地震、津波に続き、原子力発電所の事故が発生し、放射能汚染のため、多くの人々が避難生活を余儀なくされました。事態の改善のために努力が続けられていますが、今なお、自らの家に帰還できないでいる人々を思うと心が痛みます。

こうした苦難の中で、政府や全国の地方自治体と一緒に、多数のボランティアが被災者のために支援活動を行いました。また、百六十を超える国・地域や多数の国際機関、

また在日米軍が多大な支援に当たってくれたことも忘れることはできません。

あれから五年、皆が協力して幾多の困難を乗り越え、復興に向けて努力を続けてきました。この結果、防災施設の整備、安全な居住地域の造成、産業の再建など進展が見られました。しかし、被災地で、また避難先で、今日もなお多くの人が苦難の生活を続けています。特に、年々高齢化していく被災者を始めとし、私どもの関心の届かぬ所で、いまだ人知れず苦しんでいる人も多くいるのではないかと心に掛かります。

困難の中にいる人々一人ひとりが取り残されることなく、一日も早く普通の生活を取り戻すことができよう、これからも国民が心一つにして寄り添っていくことが大切だと思います。

日本は美しい自然に恵まれています。その自然は時に非常に危険な一面を見せることもあります。この度の震災の大きな犠牲の下で学んだ教訓をいかし、国民皆が防災の心を培うとともに、それを次の世代に引き継ぎ、より安全な国土が築かれていくことを衷心より希望しています。

今なお不自由な生活の中で、たゆみない努力を続けている人々に思いを寄せ、被災地にも一日も早く安らかな日々を戻すことを一同と共に願ひ、御霊(みたま)への追悼の言葉といたします。

3/11 金

東日本大震災から5年

中学校では、5年前と同じく6校全校で卒業式が行われ、合わせて490人が母校を巣立ちました。



温かい拍手に包まれて入場
(原町第一中学校)



家族や報道陣が見守る中での卒業式でした
(小高中学校)



一人ひとりに卒業証書を授与
(原町第三中学校)



こみ上げる涙を抑えきれない様子の生徒
(石神中学校)



教室で一人ひとり最後のあいさつ
(鹿島中学校)



みんなに見送られて学びやを去りました
(原町第二中学校)

3/11 金

東日本大震災から5年

市民文化会館「ゆめはっと」では、「南相馬市東日本大震災追悼式」が行われました。遺族ら510人が参列し、震災などで亡くなった市民1121人らの冥福を祈りました。



ゆめはっと合唱団による市民の歌（原町区本町）

鹿島区烏崎の慰霊碑前では、慰霊法要が営まれました。烏崎行政区の住民ら約90人が犠牲者を追悼するとともに記憶の継承を誓っていました。

鹿島区南右田の「かしまの一本松」は、潮風で枝を静かに揺らしていました。



曹洞宗福島県青年会による法要（鹿島区烏崎）



「かしまの一本松」（鹿島区南右田）

3/11 金

東日本大震災から5年

地震が発生した午後2時46分、小高区塚原の慰霊碑前では、慰霊の螺（かい）が響きました。原町区北泉の北泉海水浴場では、多くの方が目を閉じ、黙とうを捧げていました。小高区村上の前河浦では、浦の水位を下げて捜索活動が行われていました。付近にある基礎部分だけが残った住宅の跡には、真新しい花が生けられていました。



ひばり法螺貝愛好会による礼螺（れいがい）
（小高区塚原）



海に黙とうする人々（原町区北泉）



住宅跡に供えられた花（小高区村上）



海に花を手向ける人（原町区北泉）



胴長を身に着けて捜索する警察官（小高区村上）

3/6 日 準備宿泊中の火災を防げ！女性消防隊戸別訪問

避難指示解除に向けた準備宿泊が行われている小高区の火災を未然に防ごうと、南相馬市女性消防隊小高区隊が「防火ふれあい訪問」を行い、区内の高齢者世帯宅を訪ねて火の用心を呼び掛けました。

活動は、1日から7日までの春季火災予防運動の一環です。同隊と市消防団小高区団、南相馬消防署小高分署、南相馬署、東北電力相双営業所から合わせて約60人が参加し、一緒に広報活動を展開しました。

参加者は6班に分かれ、拡声器で火災予防をアナウンスしながらポンプ車などで区内を巡回し、戸別訪問しました。



生活状況を聞いて防火をアドバイス



移動中もアナウンスで広報しました



集合場所から出発する消防車両



関係機関から計約60人が参加しました

3/6 日 第2回南そうま福幸植樹会開催

南そうま福幸植樹会実行委員会主催による植樹会が原町区泉で開催され、相馬農業高校の生徒など約120人が参加しました。

この事業は、沿岸部の環境再生を図りながら市民に憩いの場を提供するのが目的で、東北電気保安協会メガソーラー研修施設の緑地帯を借用し、ユズやヤブツバキ、ウコギなど多様な樹種120本を植樹しました。

植樹後は、昨年植樹したハマナスに追肥し、参加者全員で記念写真を撮影しました。



1本1本丁寧に植樹



通路にウッドチップを敷設



昨年植樹したハマナスに追肥



参加者全員で記念写真



南相馬市からのお知らせ

南相馬市民の避難状況

※南相馬市外に避難している人数（南相馬市HPから）

【都道府県別】

平成28年3月10日現在

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	4,229	群馬県	145	大阪府	20	広島県	6	奈良県	1
宮城県	1,497	北海道	65	青森県	17	熊本県	6	島根県	1
山形県	568	長野県	63	京都府	17	富山県	5	高知県	1
新潟県	567	山梨県	62	沖縄県	15	大分県	5	和歌山県	-
東京都	566	秋田県	47	福井県	14	三重県	4	鳥取県	-
茨城県	538	岩手県	47	岐阜県	10	宮崎県	4	徳島県	-
埼玉県	493	静岡県	37	滋賀県	9	香川県	3	鹿児島県	-
栃木県	402	石川県	29	岡山県	8	愛媛県	3	海外	10
神奈川県	318	愛知県	27	福岡県	8	佐賀県	3	合計	10,218
千葉県	315	兵庫県	23	長崎県	8	山口県	2		(3/3 10,250)

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	1,067	喜多方市	38	棚倉町	14	泉崎村	4
相馬市	1,054	本宮市	34	西会津町	13	広野町	4
いわき市	593	会津坂下町	23	田村市	12	小野町	3
郡山市	470	鏡石町	19	磐梯町	9	天栄村	2
会津若松市	203	西郷村	19	会津美里町	8	鮫川村	2
新地町	189	三春町	17	金山町	7	浅川町	2
二本松市	106	川俣町	16	矢祭町	6	国見町	1
伊達市	92	桑折町	16	古殿町	6	楢葉町	1
須賀川市	89	南会津町	14	北塩原村	5	合計	4,229
白河市	53	猪苗代町	14	矢吹町	5		

平成23年3月11日現在の人口 71,561人

市内居住者	自宅居住	34,700人
	市内の知人宅や借上げ住宅等	3,513人
	市内の仮設住宅	3,696人
	市内転居	5,344人
計		47,253人
市外避難者	市外の知人宅や借上げ住宅等	10,218人
	（うち福島県外）	(5,989人)
	計	10,218人
その他	死亡（震災以外の死亡含む）	4,597人
	転出	9,479人
	所在不明	14人
	計	14,090人

	平成23年 3月11日現在の 人口	平成28年 3月10日現在の 居住者数
小高区	12,842人	-
鹿島区	11,603人	13,277人
原町区	47,116人	42,150人
計	71,561人	55,427人

(他市町村からの避難者 2,322人)

※平成23年3月11日以降の転入者および他市町村からの避難者を含むため、避難の状況の市内居住者数と合計の数が異なります。

義援金（国・県）の第二次5回目追加支給

3月15日HP更新

4月下旬に義援金(国・県)の第二次5回目追加支給を行います。
支給日・金額などの詳細については、4月1日号の広報および市のホームページでお知らせします。

対象

平成23年3月11日時点で南相馬市に居住しており、これまで義援金の支給を受けていた方

支給方法

口座振込

- ※ これまでと同じく、平成23年3月11日時点の世帯ごとに、代表者の口座へ人数分を振り込みます。
- ※ 口座の変更申請がなければ、平成26年10月3日以降に支給した口座と同じ口座へ振り込みます。

振込口座を変更する方へ

振込口座を変更する場合、下記の書類が必要になります。
口座の変更がない方および旧そうま農業協同組合の通帳をお持ちの方からの連絡は不要です。

(1)変更が必要な方

- ・死亡により口座を閉鎖した方
- ・結婚などにより氏名の変更をした方

(2)必要書類

- ・口座変更申請書(ホームページからダウンロードするか、担当課へ請求してください)
- ・変更後の通帳の写し

(3)申請期限

4月5日(火) 必着
受付時間:午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
※4月6日(水)以降に提出した方は後日振り込みとなります。

(4)申請方法

- ・受付窓口へ持参
- ・郵送

【郵送先】

南相馬市原町区本町二丁目27番地
健康福祉部社会福祉課 義援金担当

※ 死亡以外で口座名義人が変更になる場合は、必ず前口座名義人本人の署名、押印による同意の上、持参または郵送してください。

問い合わせ

健康福祉部社会福祉課
鹿島区市民福祉課
小高区市民福祉課

TEL 0244-24-5243
TEL 0244-46-2114
TEL 0244-44-6413

福島県復興公営住宅 入居募集のお知らせ

3月16日HP更新

県では、復興公営住宅の入居者を募集しています。

対象

平成23年3月11日に帰還困難区域、居住制限区域および避難指示解除準備区域に居住していた方

第4期再募集住宅

所在地	団地名	住宅の種類	間取り	募集戸数
原町区	牛越 (辻内)	優先住宅 (車いす対応)	3LDK	2
		優先住宅	3LDK	6
		一般住宅	2LDK	5
			3LDK	20

※募集戸数は変更になる場合があります。

募集締切 3月31日(木)

※避難指示が解除された後に復興公営住宅を申し込むことはできませんので、希望する方はこの機会にお申し込みください。

お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル

☎024-522-3320

受付時間 8:30~17:15 (土日、祝日を除く)

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階

問い合わせ

建設部 建築住宅課

TEL 0244-24-5253



浪江町からののお知らせ

東京電力による住宅への進入路等除草のお知らせ

3月14日HP更新

自宅に一時立入りする際に支障となっている自宅玄関までの進入路および駐車スペースの雑草について、東京電力による除草作業を行います。

希望する方は、下記の申し込み専用ダイヤルへお電話で申し込みください。

※なお、平成27年度に申し込みされた方については、平成28年度も除草を行いますので申し込みは不要ですが、要望などがありましたら別途連絡をお願いします。

実施内容

公道から自宅玄関までの進入路および駐車スペースの除草

実施期間

4月12日(火)～平成29年3月31日(金)

受付期限

12月16日(金)

申込先

東京電力株式会社 福島復興本社 復興推進室 浪江町グループ

専用ダイヤル:080-5527-3959

受付時間:午前9時～正午、午後1時～4時(ただし、土日・祝祭日は受け付けできません)

※ 受付開始後しばらくは、回線が大変混み合うことが予想されますので、ご了承ください。

お願い

- 除草にあたり、現地確認や準備を実施させていただきますので、申し込み受け付けから翌月以降の実施となります。
※区域によっては数カ月程度お時間をいただく場合があります。
- 除草および現地確認のため、敷地内に立ち入りさせていただきます。
- 作業日時の指定や立ち会いはご容赦願います。
- 作業実施前に東京電力から作業についての連絡をさせていただきます。
- 倒壊家屋等により安全作業に支障をきたすような場合には、作業ができないことがあります。
- 除草は刈り倒しを基本とし、敷地内に置かせていただきます。
- 除染作業、庭木・植木の伐採は行いません。

問い合わせ

復旧事業課 建設土木係

TEL 0240-34-0244

JR常磐線災害復旧工事のための町道原出口線立野踏切通行止めのお知らせについて

3月11日HP更新

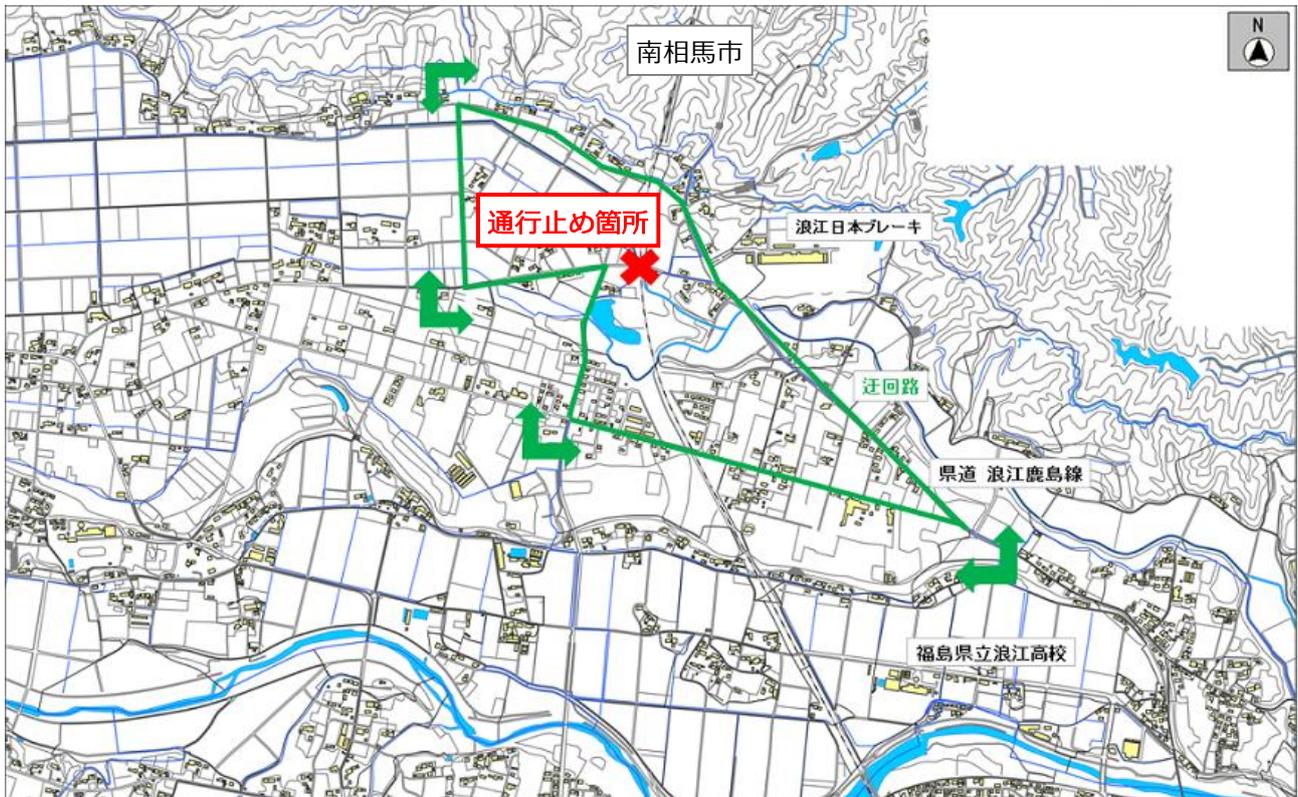
JR常磐線災害復旧工事にあたり、町道原出口線立野踏切を全面通行止めにして作業を行います。

全面通行止め期間中は案内看板および誘導員の指示に従い、迂回路の通行をお願いします。

全面通行止め期限

3月15日(火)～9月30日(金)

迂回路と全面通行止め箇所



施工業者：東鉄工業株式会社 浪江軌道工事所

問い合わせ

復旧事業課 建設土木係

TEL 0240-34-0244

浪江町消防団による行方不明者の搜索

3月11日(金)、浪江町消防団による行方不明者の搜索が請戸地区で行われました。消防団員はこれまで、避難先から参集して定期的に搜索を実施してきましたが、震災発生から5年の区切りを迎え、この日をもって活動を終了することになりました。

最終日の搜索には、浪江町防犯指導隊・本宮市消防団の皆さんにもご協力いただき、総勢約200人が行方不明者の手掛かりを探しました。今後も警察署による搜索は継続されます。



浪江町民の避難状況 (平成28年2月29日現在)

【都道府県別】(福島県外)

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	70	静岡県	60	長崎県	12
青森県	39	愛知県	32	熊本県	6
岩手県	43	三重県	7	大分県	5
宮城県	780	滋賀県	3	宮崎県	9
秋田県	65	京都府	33	鹿児島県	7
山形県	173	大阪府	56	沖縄県	20
茨城県	1,019	兵庫県	19	国外	12
栃木県	465	奈良県	6	合計	6,437
群馬県	163	和歌山県	-		
埼玉県	729	鳥取県	1		
千葉県	552	島根県	5		
東京都	906	岡山県	23		
神奈川県	446	広島県	13		
新潟県	434	山口県	-		
富山県	13	徳島県	1		
石川県	27	香川県	5		
福井県	11	愛媛県	13		
山梨県	50	高知県	6		
長野県	55	福岡県	21		
岐阜県	17	佐賀県	5		

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	3,295	只見町	2	平田村	1
会津若松市	277	南会津町	10	古殿町	1
郡山市	1,774	北塩原村	2	三春町	66
いわき市	2,947	西会津町	2	小野町	19
白河市	253	磐梯町	4	広野町	29
須賀川市	154	猪苗代町	34	檜葉町	1
喜多方市	41	会津坂下町	19	川内村	3
相馬市	548	三島町	1	新地町	77
二本松市	1,887	金山町	2	その他	6
田村市	77	会津美里町	16	合計	14,441
南相馬市	1,429	西郷村	149		
伊達市	114	泉崎村	4		
本宮市	657	中島村	1		
桑折町	255	矢吹町	24		
国見町	23	棚倉町	10		
川俣町	88	矢祭町	1		
大玉村	98	埴町	5		
鏡石町	14	鮫川村	4		
天栄村	1	石川町	13		
下郷町	2	玉川村	1		

避難者総数

20,878

(前月 20,901)

東日本大震災で亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます

3月10日(木)、二本松市内の総合葬祭ほうりんにて、浪江町東日本大震災追悼式と慰霊祭が行われました。

浪江町内の犠牲者は184人（うち行方不明者31人、町外の方2人含む）、震災関連死は383人（2月末現在）を数えています。

馬場町長は、今年が町の復旧の正念場であるとしています。この「正念場を乗り切れば、その先には本格復興期が待っています。その道も決して平坦なものではありません。しかし、その課題の大きさにひるむことなく、全ての浪江町民の皆様と力を合わせて、『くらしの再建』と『ふるさとの再生』という復興理念を実現し、この震災からの復興を必ずや成し遂げんことを、ご霊前にぬかづき、お誓い申し上げます」（式辞から）



浪江町HP「町長の最近の主な動き」から

3月10日

5年前と同様、午前中は浪江中学校の卒業式に出席し、今年の卒業生9人の門出を祝しました。午後からは浪江町東日本大震災追悼式および慰霊祭に出席し、町内で犠牲となった184人（うち町外の方2人）の御霊の前で町の復興を誓いました。





双葉町からのお知らせ

健康福祉課関連業務における個人番号(マイナンバー)の利用について

3月14日HP更新

平成28年1月1日から個人番号法が施行されたため、国民健康保険、介護保険、障がい福祉、児童福祉、後期高齢者医療保険等の手続きにおいて申請書などに個人番号(以下「マイナンバー」という)を記載することが法的な義務となり、マイナンバーの記載を伴う手続きでは、あわせて本人確認(番号確認と身元確認)が必要となりますので、手続きを行う際(郵送申請も含む)には、本人確認資料をご用意ください。

マイナンバーが必要な業務

国民健康保険関係	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の異動に関する手続き ・限度額適用認定に関する手続き ・出産育児一時金に関する手続き ・特定疾病療養受療証認定に関する手続き ・被保険者証等の再交付に関する手続き ・療養費等の支給に関する手続き ・葬祭費に関する手続き
介護保険関係	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格の異動に関する手続き ・被保険者証等(交付・再交付)に関する手続き ・介護保険認定に関する手続き ・介護保険サービス種類指定変更に関する手続き ・負担限度額・特定負担限度額差額支給に関する手続き ・高額介護(介護予防)サービス費支給に関する手続き ・介護保険利用者負担額減額・免除に関する手続き ・高額医療合算介護(介護予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付に関する手続き ・介護保険基準収入額適用に関する手続き ・介護保険負担割合証再交付に関する手続き ・介護保険負担限度額認定に関する手続き ・介護保険利用者負担額減額・免除等および特定負担限度額認定に関する手続き ・介護保険負担限度額・特定負担限度額認定証再交付に関する手続き ・住所地特例に関する手続き
障がい福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳に関する手続き ・障がい福祉サービスに関する手続き ・自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院)に関する手続き ・特別障害者手当・障害児福祉手当に関する手続き ・補装具・日常生活用具、移動支援等に関する手続き
児童福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当給付に関する手続き ・特別児童扶養手当給付に関する手続き ・子ども医療(受給資格、受給者証交付、医療費助成)に関する手続き ・児童扶養手当給付に関する手続き
後期高齢者医療保険関係	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の異動に関する手続き ・限度額適用認定に関する手続き ・特定疾病療養受療証認定に関する手続き ・被保険者証等の再交付に関する手続き ・療養費等の支給に関する手続き
その他福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護に関する手続き

- ※ 国民健康保険関係については、従来通り、申請・届出は、世帯主の義務となります。ただし、世帯主が手続きできない場合は世帯主以外の方でも手続きができます。同一世帯の方からの申請の場合は委任状を省略できますが、別世帯の方からの場合は、申請に必要なものと合わせて、代理権を証明するもの(委任状など)が必要です。
- ※ 上記手続きについて、原発避難者特例法に定める委任事務については、避難先の市区町村での手続きが必要となります。

次ページへ続きます

マイナンバー制度における本人確認について

個人番号法に基づき、マイナンバーを利用する手続きでは、本人確認が必要となります。窓口に来庁される際は、次の本人確認書類をお持ちください。

(A)番号(マイナンバー)確認書類と(B)身元確認書類を合わせてお持ちください。

(A)番号(マイナンバー)確認書類	(B)身元確認書類
個人番号カード	不要 個人番号カードは、番号(マイナンバー)と身元の両方の確認が可能のため
通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写し	【1点のみで受け付け可能なもの】 運転免許証、パスポート(旅券)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳(写真付)、戦傷病者手帳、住民基本台帳カード(写真付)、学生証(写真付)、在留カードなど
	【2点以上必要なもの】 健康保険証、被災証明書、一部負担免除証明書、年金手帳、住民基本台帳カード(写真なし)、学生証(写真なし)、その他、官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって氏名、生年月日または住所が記載されているもの

代理人申請について

代理人が申請する場合は、代理権の確認のため、上記確認書類のほかに、下記の書類が必要となります。

1. 法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類
2. 任意代理人の場合は、委任状(任意)

※ 郵送による申請の場合も、上記の番号確認書類および身元確認書類が原則必要となります。

◎上記の書類をお持ちでない方または提示できない方は事前にお問い合わせください。

問い合わせ

健康福祉課

TEL 0246-84-5205



富岡町からのお知らせ

富岡町帰町計画を策定（町長メッセージ）

3月10日HP更新

町民の皆さまへ

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故以降、住み慣れた古里を離れ、県内外で避難生活を余儀なくされている町民の皆さまに、心から御見舞を申し上げますとともに、日頃より町政運営に対してご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

町は、平成27年6月に策定した富岡町災害復興計画（第二次）で掲げた「どの道を選んでも、ふるさとに誇りを感じ、富岡のつながりを保ち続けられる町」、「これから加わる仲間も居心地よく親しめる地域を目指して」のスローガンのもと、町民の皆さまの一日も早い生活再建はもとより、町内の徹底した除染、上下水道などのインフラ復旧、医療や住宅環境の整備など、皆さまが安心して戻ることでできる古里の再生に全力で取り組んでおります。

震災と原発事故から5年が経ちましたが、今あらためてこれまでの長い月日を振り返ってみれば、震災直後の大混乱、慣れない土地での不自由な生活、全てにおいて先行きが見えないという計り知れない不安など、世界に類を見ない困難な状況の中にあっても、町民の皆さま一人ひとりが下を向くことなく、子どもの未来、富岡の未来のために尽力されてきたものと実感しています。そして、日に日に大きくなる皆さまの“ふるさと富岡”への思いに後押しされ、私も、決して町の復興を諦めることなく、山積みされた課題の一つひとつに向き合い、着実に歩んで来られたものと思います。

富岡町災害復興計画（第二次）では「早ければ平成29年4月の帰還開始を目指す」との具体的目標を掲げました。「帰還開始」に向けて、町内で再び暮らし始めるための、安全・安心の確保と生活に必要な機能の回復は言うまでもありませんが、それが終着であってはなりません。町民と町がともに創生していくために、「町民一人ひとりの“心”の復興」と「町民の心をつなぐ“ふるさと富岡”の復興」の実現に向かうスタートとしていく必要があります。

次ページへ続きます 

町は、本計画書を基に、町民一人ひとりの帰還の考え方を十分に尊重し、帰町検討委員会や除染検証委員会による客観的な町の状態評価と議会をはじめとする町民の皆さまの意見をお聞きして、帰還開始の時期を見極めていきます。

そして、そこを出発点として皆さまのさらなるお力をいただきながら町の再生・発展への取り組みを継続してまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、様々な課題が多い中、本計画の策定にあたり、帰町検討委員会委員をはじめ関係各位のご尽力に対しまして、心より厚く御礼申し上げます。

平成28年3月
富岡町長 宮本皓一



川内村からのお知らせ

川内村長選挙について

3月10日HP更新

任期満了による川内村長選挙が4月17日に執行されます。

今回の選挙は川内村の進路を方向づける重要な意味を持つ選挙です。有権者一人ひとりが自らの意思でよく考え、棄権しないで投票しましょう。

告示日

4月7日(木)

**★三条市での不在者投票については
後日お知らせします。**

投票日

4月17日(日)

問い合わせ

選挙管理委員会事務局

TEL 0240-38-2111



いわき市からのお知らせ

市長からのメッセージ（東日本大震災から5年を迎えるにあたって）

3月11日HP更新

3月11日を迎え、いわき市民を代表し、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたします。また、御遺族の皆様には衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

東日本大震災という未曾有の大災害は、慣れ親しんだふるさとの風景を瞬く間に一変させ、多くの尊い命を奪い去りました。

あの日から5年、多くの方々が帰らぬ人となったことは、幾歳月が流れようとも、私たちいわき市民にとりまして、永遠に忘れることのできない深い悲しみであり、痛恨の極みであります。

市民の皆様のおゆるぎない御努力、そして国内外の多くの皆様からの温かい御支援と御協力により、本市は、復旧・復興の歩みを着実に進めてきており、最優先で取り組んでいる災害公営住宅や震災復興土地地区画整理事業等、ハード面の基盤につきましては整備されつつあります。

引き続き、「ふるさといわきの力強い復興と創生」、「更なる50年に向けた魅力あふれるいわきの創生」、「明るく元気ないわきの発信」の3点を市政運営の柱に位置づけ、様々な取組みを展開するとともに、市民の皆様の「心の復興」に、十分に意を用いながら、復興・創生期間の幕が開ける本年を、復興から、地域創生へ力強く踏み出す年にして参る所存であります。

結びに、犠牲となられた御霊がとこしえに安らかならんことを心からお祈り申し上げ、御遺族の方々に深甚なる弔意を表しまして、御挨拶といたします。

平成28年3月11日

いわき市長 清水 敏男

就職や進学などで本市から転出する皆さんへ

(本市で投票できる場合があります)

3月4日HP更新

いわき市から転出したら、住民票を移してください。

本市に3カ月以上住民登録され、新有権者となる方などが、直近の選挙人名簿に登録される前に転出し、新住所地において選挙人名簿に登録される3カ月が経過する間に国政選挙が行われる場合、これまでは新旧どちらの住所地でも選挙人名簿に登録されず、投票することができませんでした。

こうした方々が投票できるよう、選挙権年齢の18歳への引き下げに合わせて、選挙人名簿の登録制度が改正されました。

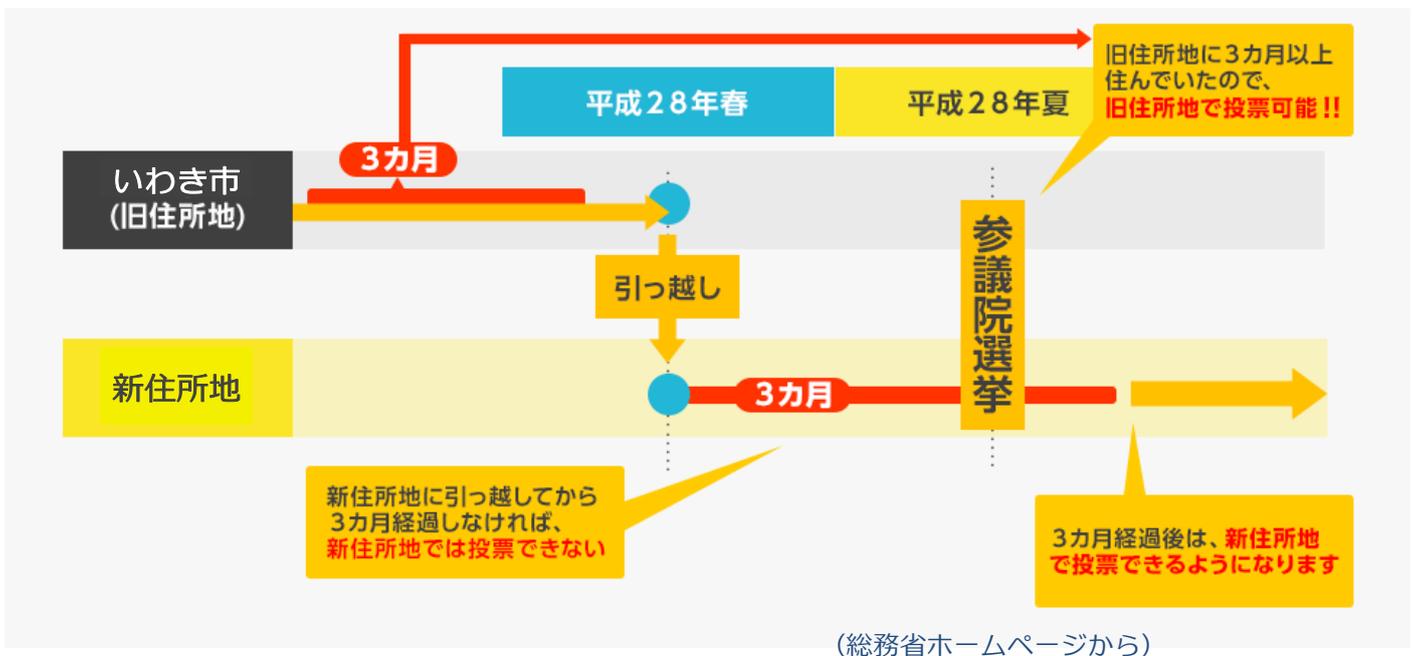
その内容は、本市で住民登録期間が3カ月以上ある新有権者などで、そのまま居住していれば選挙人名簿に登録される方が、他市区町村に転出した場合、転出直後の選挙人名簿登録の際に、本市で登録することにより、投票できるようにするものです。

ただし、転出後4カ月を経過した方は除きます。

なお、この改正は、今年の夏に予定されている参議院議員通常選挙から実施されます。

ただし、大学の進学などで市外に転出した方で、住民票を親元(いわき市)に置いたまま転出届を出していない方は、現在居住する市区町村(修学地)が生活の本拠地であることから、従来通り本市で投票することができません。

この春、就職や進学などで市外に転出する方は、必ず住民票を移しましょう。



問い合わせ

選挙管理委員会事務局

TEL 0246-22-7532

富岡町議会議員一般選挙

投票日：3月27日(日)

～三条市で不在者投票をする方へ～

- 期間 **3月18日(金)～25日(金)**
※19日(土)～21日(月・祝)は投票できません。
- 時間 午前8時30分～午後5時30分
- 場所 三条市選挙管理委員会事務局 (三条市役所三条庁舎3階)

手続方法

★選挙公報は、3月22日(火)以降に郵送されます。

①投票用紙一式を請求する。

富岡町選挙管理委員会から届いた不在者投票用「請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて郵送してください。メールやFAXでは請求できません。

富岡町の投票所(期日前投票所を含む)で投票する方は、請求しないように注意願います。請求してからは、富岡町の投票所で投票することができなくなる場合があります。

②投票用紙一式を受け取る。

富岡町選挙管理委員会から「投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書」が郵送されます。



証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。
投票ができなくなります。

③三条市選挙管理委員会で投票する。

受け取った封筒一式を持参して投票してください。

投票済みの用紙を郵送する必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。



問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局

TEL 0256-34-5594 (直通)

東日本大震災五周年追悼式典での 感謝状と記念品贈呈者名簿

3月5日(土)に開催しました東日本大震災五周年追悼式典第二部の交流事業の際に、これまでご支援いただいた方へ感謝状と記念品を贈呈いたしました。

先週号ではお贈りした方のお名前を全ては掲載できませんでしたので、今週号に掲載させていただきます。

三条市長 國定 勇人
豊岡市長 中貝 宗治
(株)相田合同工場
八木ヶ鼻温泉いい湯らてい
県央食品卸売センター
(社)三条市社会福祉協議会
三条市食生活改善推進委員協議会
三條太鼓三小相承会
三条凧協会
真宗大谷派三条別院
(株)スノーピーク
保内緑の里管理組合
若槻石材(株)
渡邊 幸藏
兵庫県鞆工業組合
一般社団法人豊岡鞆協会
たじま農業協同組合
兵庫県米穀小売商業組合但馬支部
ボランティアグループ支縁の和
農業生産法人(株)Teams
豊岡市土地改良事業協議会
二方蒲鉾(株)
ヤマト運輸豊岡駅前センター



かなな(記念品)

※敬称は省略させていただきました。(順不同)

3月食育推進食事会開催!!

三条市食生活改善推進委員協議会のご厚意により、食事会を開催します。
今回も、作り方をお聞きしながら調理も体験し、食後の片付けも一緒に行いたいと思います。

バランスの良い食材を使ったメニューにご期待ください。

日時 **3月30日 水** 調理から参加される方は午前10時から
食事から参加される方は正午から

場所 三条市総合福祉センター 3階 調理室
交流ルーム「ひばり」集合後、移動します。

参加費 500円（当日徴収）

申込締切 3月25日(金)正午
交流ルーム「ひばり」
TEL 0256-33-8650



こんなごちそう食べてみませんか？

保内小学校5年生からいただいたお米について

3月11日(金)、保内小学校の5年生が丹精こめて育てたお米をいただきました。

17日(木)に避難者の皆さんのお宅にお届けしました。

! お留守の場合は「引換券」を置いていきましたので、受け取りにお越してください。



●引換期間 **3月18日(金)~28日(月)** 午前9時30分~午後3時
【注意】20日(日)、22日(火)、24日(木)はお休みです。

●受取場所 交流ルーム「ひばり」

**引換券を
お忘れなく**

※お米は、一世帯につき1袋（約2kg）です。

※引換券を必ずご持参ください。

※期間内に受け取れない場合は、交流ルーム「ひばり」までご相談ください。

問い合わせ 交流ルーム「ひばり」 TEL 0256-33-8650

3月11日、東日本大震災から5周年を迎えました

3月11日(金)、毎年忘れず献花してくださる方々が、朝から続々とひばりに来てくださいました。その後も、社会福祉協議会の職員の方々や仕事中の避難者など、お昼休みの貴重な時間を利用して献花していただきました。

献花台にお供えした
折り鶴が入った瓶



きれいな青い空　もどりますように
きれいな緑の大地　もどりますように
きれいな青い海(水)　もどりますように
きれいな緑の森　もどりますように



午後からは、保内小学校5年生26人が「お米と笑顔と希望を届けよう」と、昨年に続き、交流ルーム「ひばり」献花式に来てくださいました。

はじめに、保内小学校の皆さんが丹精込めて育てたお米(2kg袋詰)をいただきました。

そして、この日のために練習を重ねてくれた「雨二モマケズ」「いのち」の詩の音読、リコーダーの演奏や「この星に生まれて」「ふるさと」の歌唱など、我が子や孫のような子どもたちに、元気をいっぱいいただきました。



引き続き、避難者の千葉さん親子から震災の体験を話していただきました。震災当時5歳で、ほとんど記憶のない保内小学校の皆さんでしたが、真剣に話に聞き入っていました。

そして、献花をし、大震災発生午後2時46分、亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、1分間の黙とうを捧げました。



3月・4月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。				3月17日	18日	19日
				ひばり休み 浜通り配布 お米配布		
20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日
ひばり休み	春分の日	ひばり休み	版画教室	ひばり休み 浜通り配布	食推食事会 締め切り	
27日	28日	29日	30日	31日	4月1日	2日
	お米 受け取り 最終日	ひばり休み	ひばり 茶話会 食推食事会	ひばり休み 浜通り配布		

問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開館時間] 午前9時30分～午後3時

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内 (二本松市北トロミ573番地)
浪江町	0243-62-0123	
双葉町	0246-84-5200	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
富岡町	0120-33-6466	
川内村	0240-38-2111	富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
いわき市	0246-25-0500	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している 世帯数と人数(2016.3.16現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	32	71
原町区	5	8
南相馬市 計	37	79
浪江町	7	18
双葉町	4	7
富岡町	1	1
川内村	1	3
いわき市	1	5
郡山市	5	12
合計	56	125

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511